

10月から3～5歳児の保育料が無償化されます。

特定保育及び特定地域型保育事業利用者負担額について

利用者負担額は、保護者及び同居の扶養義務者の市町村民税所得割額に基づき決定します。
9月分から3月分まで（後期分）は令和元年度（平成31年度）の市町村民税に基づいて決定しています。

利用者負担額表（2・3号認定子どもに係る利用者負担月額）

保育所・認定こども園の保育部分等を利用							
階層	定義	0歳		1・2歳		3・4・5歳	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0		
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0		
C	市民税所得割非課税世帯	5,000	3,800	5,000	3,800		
D1	市民税所得割課税世帯 24,000円未満	6,900	5,200	6,000	4,500		
D2	24,000円以上 48,600円未満	9,200	6,900	8,000	6,000		
D3	48,600円以上 69,300円未満	11,500	8,600	10,000	7,500		
D4	69,300円以上 85,000円未満	13,800	10,400	12,000	9,000		
D5	85,000円以上 97,000円未満	16,100	12,100	14,000	10,500		
D6	97,000円以上 110,000円未満	18,400	13,800	16,000	12,000		
D7	110,000円以上 123,000円未満	20,700	15,500	18,000	13,500		
D8	123,000円以上 136,000円未満	23,000	17,300	20,000	15,000		
D9	136,000円以上 147,000円未満	25,300	19,000	22,000	16,500		
D10	147,000円以上 158,000円未満	27,600	20,700	24,000	18,000		
D11	158,000円以上 169,000円未満	29,900	22,400	26,000	19,500		
D12	169,000円以上 181,000円未満	32,200	24,200	28,000	21,000		
D13	181,000円以上 193,000円未満	34,500	25,900	30,000	22,500		
D14	193,000円以上 205,000円未満	36,800	27,600	32,000	24,000		
D15	205,000円以上 217,000円未満	39,100	29,300	34,000	25,500		
D16	217,000円以上 229,000円未満	41,400	31,100	36,000	27,000		
D17	229,000円以上 243,000円未満	43,700	32,800	38,000	28,500		
D18	243,000円以上 257,000円未満	46,000	34,500	40,000	30,000		
D19	257,000円以上 271,000円未満	48,300	36,200	42,000	31,500		
D20	271,000円以上 286,000円未満	50,600	38,000	44,000	33,000		
D21	286,000円以上 301,000円未満	52,900	39,700	46,000	34,500		
D22	301,000円以上 322,000円未満	55,200	41,400	48,000	36,000		
D23	322,000円以上 345,000円未満	57,500	43,100	50,000	37,500		
D24	345,000円以上 371,000円未満	59,800	44,900	52,000	39,000		
D25	371,000円以上 397,000円未満	62,100	46,600	54,000	40,500		
D26	397,000円以上 426,000円未満	64,400	48,300	56,000	42,000		
D27	426,000円以上 465,000円未満	66,700	50,000	58,000	43,500		
D28	465,000円以上 526,000円未満	69,000	51,800	60,000	45,000		
D29	526,000円以上 645,000円未満	71,300	53,500	62,000	46,500		
D30	645,000円以上	73,600	55,200	64,000	48,000		

10月から無償化されます。
 ※給食費(副食費)はお支払いただく必要があります。

【裏面に続きます】

地域型保育事業を利用					
階層	定義	0歳		1・2歳	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C	市民税所得割非課税世帯	4,500	4,500	3,400	3,400
D1	市民税所得割課税世帯 24,000円未満	6,200	5,400	4,700	4,100
D2	24,000円以上 48,600円未満	8,300	7,200	6,200	5,400
D3	48,600円以上 69,300円未満	10,400	9,000	7,800	6,800
D4	69,300円以上 85,000円未満	12,400	10,800	9,300	8,100
D5	85,000円以上 97,000円未満	14,500	12,600	10,900	9,500
D6	97,000円以上 110,000円未満	16,600	14,400	12,500	10,800
D7	110,000円以上 123,000円未満	18,600	16,200	14,000	12,200
D8	123,000円以上 136,000円未満	20,700	18,000	15,500	13,500
D9	136,000円以上 147,000円未満	22,800	19,800	17,100	14,900
D10	147,000円以上 158,000円未満	24,800	21,600	18,600	16,200
D11	158,000円以上 169,000円未満	26,900	23,400	20,200	17,600
D12	169,000円以上 181,000円未満	29,000	25,200	21,800	18,900
D13	181,000円以上 193,000円未満	31,100	27,000	23,300	20,300
D14	193,000円以上 205,000円未満	33,100	28,800	24,800	21,600

地域型保育事業を利用					
階層	定義	0歳		1・2歳	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
D15	205,000円以上 217,000円未満	35,200	30,600	26,400	23,000
D16	217,000円以上 229,000円未満	37,300	32,400	28,000	24,300
D17	229,000円以上 243,000円未満	39,300	34,200	29,500	25,700
D18	243,000円以上 257,000円未満	41,400	36,000	31,100	27,000
D19	257,000円以上 271,000円未満	43,500	37,800	32,600	28,400
D20	271,000円以上 286,000円未満	45,500	39,600	34,100	29,700
D21	286,000円以上 301,000円未満	47,600	41,400	35,700	31,100
D22	301,000円以上 322,000円未満	49,700	43,200	37,300	32,400
D23	322,000円以上 345,000円未満	51,800	45,000	38,900	33,800
D24	345,000円以上 371,000円未満	53,800	46,800	40,400	35,100
D25	371,000円以上 397,000円未満	55,900	48,600	41,900	36,500
D26	397,000円以上 426,000円未満	58,000	50,400	43,500	37,800
D27	426,000円以上 465,000円未満	60,000	52,200	45,000	39,200
D28	465,000円以上 526,000円未満	62,100	54,000	46,600	40,500
D29	526,000円以上 645,000円未満	64,200	55,800	48,200	41,900
D30	645,000円以上	66,200	57,600	49,700	43,200

(単位：円)

- 備考 1 保育標準時間認定、保育短時間認定それぞれこの表に定める額です。
 2 階層区分に記載されている額は、保護者及び同居の扶養義務者の市町村民税所得割額の合計額です。
 3 同一世帯に子どもが2人以上いる場合、**2番目に年齢の高い児童は表に定める額の半額、3番目以降の児童は無料です。**
 4 調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用しません。
 ※(1) 市町村民税課税世帯のうち、市町村民税所得割額 77,101 円未満でひとり親等世帯は、施設等を利用する小学校就学前児童に限らず、保護者と生計を一にする子どものうち、第2子以降は無料となります。
 ※(2) (1)に該当する世帯は、利用者負担の上限は0～2歳児クラスで9,000円となります。

【利用者負担の多子軽減及び寡婦(夫)控除みなし適用の特例及び減免制度】

- 令和元年10月より、多子世帯の減免について、制度が変更されます。多子世帯については、**保護者と生計を一にする兄弟がいる場合、利用者負担軽減が適用されます。**基本的に書類の提出は必要ありませんが、別世帯に該当児童の兄弟がいる場合は「利用者負担(軽減)適用届出書」及び、必要書類をお通りの保育所等または保育支援課認定給付係へご提出ください。
- 寡婦(夫)控除みなし適用に関しては、所得を計算する年の12月31日時点及び申請日時点において、次の(1)、(2)いずれかに該当する方。
 - 一度も婚姻したことがなく、現在も婚姻状態にない母又は父であり、税法上扶養しているもしくは、生計を一にする(総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない)子がいる人
 - (1)であり、かつ父の場合は合計所得金額500万円以下の人
- 利用者負担の納入が困難で規定の要件に該当する場合は、利用者負担の減免制度がありますので、詳細は保育支援課認定給付係にお問い合わせください。

【保育料無償化対象者の副食費について】

- 給食費(副食費)について
 これまで、保育料の一部として皆様にご負担していただいていた3～5歳児クラスの給食費(副食費)については、無償化の対象外となり、引き続き皆様のご負担となります。今後は、公立保育所は月額4,500円を市に、口座振替か納付書でお支払いただきます。私立保育園は施設に直接お支払いしていただきます。金額は、原則として、これまでの保育料と同様に給食の提供を受けた回数に関わらず、月額4,500円を目安に施設で定めます。お支払方法や納入方法等も施設で定めます。0～2歳児の給食費については、これまでどおり、保育料の一部として皆様にお支払いしていただきます。
- 給食費(副食費)の免除について
以下の条件にあてはまる世帯については副食費が免除となります。
 - ・3～5歳児クラスの年収360万円未満相当世帯の子ども(市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯、あるいはひとり親世帯等で市町村民税所得割額 77,101 円未満)。
 - ・第3子以降の子ども(同一世帯での小学校就学前の子どもの数で算定します。)
 免除の対象となる方へは、市から別途通知をお送りします。

お問合せ先
 府中市子ども家庭部保育支援課認定給付係
 042-335-4172